

## 1 概要

- (1) 内政では、政府が、自宅待機措置やテレワーク法案等の新型コロナウイルス対策を発表したほか、4月26日に予定されていた国民投票をはじめ年内全ての選挙の日程延期を発表した。また、プラー女性・ジェンダー平等大臣が辞職し、メリノ現次官が新大臣に任命された。
- (2) 外交では、ピネラ大統領が、昨年10月に発生した社会危機以降初の外国訪問としてウルグアイ新大統領の就任式に参加した。また、外務省は、新型コロナウイルスに対応するため、オンライン会議の実施等を通じて地域間連携を強化しているほか、外国で帰国が困難となっているチリ国民の帰国計画を実施した。

## 2 内政

### (1) 「女性殺人」厳罰化新法の公布

2日、ピネラ大統領は、「女性殺人（フェミシディオ）」の厳罰化を実現するガブリエラ法（Ley Gabriela）を公布した。同法は、家庭内殺人（男性パートナーによる女性の殺害）等のフェミシディオを含む女性への暴力一般の厳罰化を実現し、これにより刑期は最大で40年になるほか、旧法が、同居（convivencia）している（元）パートナーによるフェミシディオのみを対象にしていたところ、新法では、同居していない（元）パートナーによるものも対象としている。同法では、「女性であることを理由とした殺人（含む暴力）」の種類を明示しており、妊婦、未成年、障害者、家族の前で行われた犯行及び、身体的・精神的暴力が該当する。

### (2) 議会会期再開及び重要法案審議

2日、議会会期が再開された。今後審議される6つの重要法案及び、同日議会審議において政府が即決事案（6日以内の票決）の緊急度を付与した法案は以下のとおり。

#### ア. 今後審議される重要法案

##### (ア) 年金制度改革法案

同法案は、すでに約1年半にわたり議会審議が行われている。4日、政府は至急の緊急度を同法案に付与した（下記（5）参照）。

##### (イ) 制憲議会における男女平等に関する法案

4日、上院で承認された（下記（4）参照）。

##### (ウ) 重要インフラ施設の保護に関する法案

治安及び国家の安全に重大な損害を与え得るとされる場合、例外状態（Estado de Excepcion）を発令せずに大統領の権限において軍に重要インフラ施設の保護を託すことを可能にする法案。2日、同法案に即決事案の緊急度が付与された。（当館注：4月15日現在下院の憲法委員会にて2回目の審議中。）

##### (エ) 最低収入保障に関する法案

11日、議会を通過した（下記（11）参照）。

##### (オ) FONASA（公的医療保険制度）改革法案

2月の休会直前に議会に提出された同改革案は、第一段階として下院保険委員会で審議中。野党は、同法案には今後政府案に修正が加えられることを想定し、審議期間が長引く可能性を示唆。

##### (カ) 警察軍改革

下記（10）参照。

#### イ. その他の即決事案とされた法案

（ア）難病治療における負担限度額を設けた公的保険の新設に関する法案（下院を通過し、現在上院の保険委員会で審議中。）

（イ）女性の再婚を妨げる差別的措置の終結に関する法案（当館注：女性に対する再婚禁止期間の撤廃を指す。）

#### （3）大統領と州知事のコロナウイルスに関するビデオ会議の実施

6日、ピニェラ大統領は、各州知事とビデオ会議を実施し、政府が新型コロナウイルス対策として展開している取組の詳細を説明し、すべての州で迅速且つ即刻それらを導入するよう指示した。なお、同ビデオ会議には、ガリ内務次官の他、保健省からダサ公共保健次官及びスニガ社会支援次官が同席した。

#### （4）制憲議会の参加代表者の選出に関する男女平等を確立する法案の承認

4日夜、同日昼に下院を通過した制憲議会の参加代表者の選出に関する男女平等を確立する法案が上院で承認された。他方、今次承認された法案では、定められた男女の構成比率達成の観点から、得票数が多くても落選する可能性があり、与党からは投票の公平性に影響を与えると批判が噴出している。今次承認された法案を将来の選挙にも適用するかに関しては、今後議論が必要とされている。

#### （5）年金制度改革の進捗状況

4日、政府は、年金制度改革法案に「至急（Urgencia simple, 30日以内の票決実施）」の緊急度を付与した。なお、当初政府は、同法案に「即決事案（Discussion inmediata）」の緊急度を付与するとしていた。上記発表を行ったサルディバール労働・社会保障大臣は、同法案を「至急」事案として、より時間をかけて取り組むことで国民の声に答えることができる、と述べたが野党側は、「即決事案」ではなく、「至急」の緊急度を政府に求めていた。

#### （6）新憲法制定反対派によるジャーナリストへの暴行

7日、新憲法制定への反対及び警察への支持を推進するデモ行進が実施される最中、約15名のデモ参加者によりジャーナリストであるラファエル・カヴァダ氏（当館注：左派系）が暴行を受けた。政府は右事件を非難した。

#### （7）女性の保護強化に関する2つの法案の提案

8日、ピニェラ大統領は同日の国際女性デーを記念し、女性に対する暴力に対抗し、女性の保護を強化するためのテレマティックス・モニタリング（当館注：電子監視装置）及び養育費債務者の個人信用情報機関への登録（当館注：所謂ブラックリストへの登録を指す）という女性の保護に関する2つの法案に署名した。両法案は、今後数日以内に議会に提出される。なお、同日、全国で国際女性デーを祝うデモ行進が実施され、サンティアゴ市内においては約80万人（政府発表）が参加し、概ね平和裏に行われた。

#### （8）民政移管30周年記念式典の開催

11日、ピニェラ大統領は、モレル大統領夫人の同席のもと、モネダ宮殿で開催された民政移管30周年記念式典に出席し、演説した。また、同日はピニェラ政権発足2周年の記念日でもあり、サンティアゴ市内及び全国各地において、主に学生が主導するデモ活動が一日中行われ、一部が暴徒化し、警察軍との衝突も発生した。同デモ活動は、一部地下鉄の運行見合わせなど、特に夜間の交通機関にも大きく影響を与えた。

#### （9）女性・ジェンダー平等大臣の辞職

13日、ピニェラ大統領はプラ女性・ジェンダー平等大臣の辞職の申し出を受け入れ、カロリーナ・クエバス・メリノ現同省次官を大臣に任命した。

## **(10) 国家警察軍（カラビネロス）の組織改革**

17日、ピニェラ大統領はカラビネロスの組織改革方針を発表し、内務・治安省、財務省、司法省、国家警察軍長官、最高裁判所長官、国家検察庁長官等で構成されるカラビネロス改革委員会を設置する法令に署名した。さらに、内務・治安省には今次提出された提案から、30日以内に明確な内容と期間を定めた作業計画を策定する調整ユニットが置かれることになる。

## **(11) 最低収入額保障法案の議会通過**

17日、最低収入額の保障に関する法案が議会を通過した。同法案が成立すると、月給が38万4,000ペソ以下の約70万人の労働者に対して、5万2,900ペソの補助金が支給され、年金保険料を引いた手取り額が30万ペソ以上となることを目指す。

## **(12) アドリアナ・ムニョス上院議長の就任**

17日、アドリアナ・ムニョス上院議員（民主主義のための党（PPD））が上院議長に就任した。副議長には、ラビンドラナス・キンテロス議員（PS）が就任する。

## **(13) 段階的自宅待機（Cuarentenas Progresivas）措置の導入発表**

20日、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて段階的自宅待機措置を発表した。マニャリッチ保健大臣の説明による各段階の概要は以下のとおり。

第一段階：感染可能性を減らすためのレストラン、映画館などの閉鎖（19日から実施）及び自宅待機の呼びかけ。

第二段階：幹線道である第5北（Ruta 5）上に衛生税関（チェックポイント）を導入し、同ポイントにおいて、全ての通過者について通過の可否決定及び衛生パスポート（Pasaporte Sanitario）（当館注：個人の健康状態証明書）の取得。

第三段階：区、市、地区内において衛生防疫線（Cordon Sanitario）を設け、同防疫線内外の往来を禁止する。

第4段階：区、市または国全体の閉鎖。24時間の外出禁止令（Toque de queda）の発令。

## **(14) テレワーク法案及び議会の遠隔投票に関する法案の議会可決**

23日、テレワーク法案及び議会の遠隔投票に関する法案が議会で可決された。議会の遠隔投票に関する法案の審議は、すでに複数の議員が様々な理由で自宅待機していることから、法案可決に必要な定足数が確保できないため急速に進められた。遠隔投票は衛生上の理由での自宅待機の際に限らず、大災害事態（Estado de Catastrofe）宣言発令下で実施可能であり、同法律の公布から12カ月に亘り有効である。

## **(15) Cadem社世論調査結果（3月第3週）**

当地民間調査機関Cadem社が実施した3月第3週の世論調査においてピニェラ政権支持率が6ポイント上昇し、18%を記録した。

## **(16) 国民投票の新日程（10月25日）議会承認**

24日、議会は、2020年4月26日に予定されていた新憲法制定に向けた国民投票の実施を10月25日に延期する修正案を承認した。その他本年予定されていた全ての選挙日程の延期も以下の日程で議会承認された。

ア. 地方予備選（市長及び州知事）：2020年11月29日

イ. 地方選挙（市長及び州知事）及び（召集が決定される場合）制憲議会代表者選挙：2021年4月11日

### 3 外交

#### (1) チリ政府要人の外国訪問

##### ア ピニェラ大統領のウルグアイ訪問

1日、ピニェラ大統領とリベラ外相はウルグアイを訪問し、ルイス・ラカジェ・ポウ新大統領の就任式に参加したほか、スペイン国王及び、ブラジル、コロンビア及びパラグアイの大統領及び外相と会談した。同大統領の今次訪問は、昨年10月に発生した社会危機発生以降初の外国訪問となった。またピニェラ大統領は、ボルソナーロ・ブラジル大統領と会談し、両国が推進する南米・アジア間の海底光ファイバーケーブルプロジェクトの進捗について議論した。

#### (2) 新型コロナウイルスに関するPROSUR声明

4日、リベラ外相は、マニャリッチ保健大臣と共にPROSURメンバー国及びウルグアイ、ボリビア各国の保健当局と、地域における新型コロナウイルスの感染拡大に関し合同で取り組むためのオンライン会議を実施した。

#### (3) ピニェラ大統領とPROSURメンバー国首脳のプロビデオ会議

16日、ピニェラ大統領は、PROSURメンバー国首脳（フェルナンデス・アルゼンチン大統領、アニェス・ボリビア暫定大統領、ドゥケ・コロンビア大統領、モレノ・エクアドル大統領、アブド・パラグアイ大統領、ビスカラ・ペルー大統領、ラカジェ・ポウ・ウルグアイ大統領及び、アラウージョ・ブラジル外相）とビデオ会議を実施し、南米地域における新型コロナウイルス対策強化について協力していくことで一致した。

#### (4) 新型コロナウイルスの影響で帰国が困難となっているチリ国民の帰国計画

20日及び22日、チリ政府及び国内航空会社3社の共同計画により、チリ国民及びチリ在住外国人410名以上がペルーから帰国した。本計画はペルーが発出した非常事態宣言にかかる措置により、同国から脱出することが困難となっているチリ国民及びチリ在住外国人を帰国させることを目的として18日に発表された。また22日、リベラ外相は外務省と航空会社3社の共同計画により、（全世界から）チリへ帰国したチリ国民及びチリ在住外国人の合計が1万人を超えたと発表した。

(了)